

各種処遇改善の概要

	内容		算定対象者	分配対象者	配分方法・使途
処遇改善等加算Ⅰ (基礎分)	職員1人当たりの平均勤続年数に応じて加算率を設定 (職員の平均経験年数に応じた人件費)	定率加算 平均勤続年数に応じ 2%～12%	非常勤職員を含む全職員 算定年度4月1日時点在籍の 1日6時間以上かつ月20日以上勤務 (派遣職員・産育休・病休中を含む) ※病休中は有給の場合のみ含む	園に勤務する非常勤職員を含む全職員 延長保育や一時預かり等に 従事する職員も通常の教育・保育に従事している職員は対象 (派遣職員も派遣元と相談の上対象も可)	職員の賃金(退職金及び法人役員報酬等を除く)の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること ※対象施設内のみ充当可
処遇改善等加算Ⅰ (賃金改善要件分・ キャリアパス)	<賃金改善要件分> 「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対する賃金改善分	平均勤続年数11年未満 6%、11年以上7%	基礎分の平均勤続年数で決まるため 特になし	園に勤務する非常勤職員を含む全職員 延長保育や一時預かり等に 従事する職員も通常の教育・保育に従事している職員は対象 (派遣職員も派遣元と相談の上対象も可)	確実に賃金改善に充当 (基本給、手当、一時金等) 賃金改善による法定福利費の増額分への充当も可 役員兼務職員の役員報酬への充当は不可 ※ 同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可 (他の施設への分配率に関して明確な区分無し)
	<キャリアパス要件分> 役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件	要件未達の場合、 賃金改善要件分▲2%			
処遇改善等加算Ⅰ (人勤分)	人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	人事院勧告に基づく人件費の増減率		公定価格上算定される常勤職員	確実に賃金改善に充当 (基本給、手当、一時金等) ※他の施設への分配は不可
処遇改善等加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員の追加的な人件費	<A:4万円の対象者> 園長・主任保育士等を除いた職員数の概ね1/3 <B:5千円の対象者> 園長・主任保育士等を除いた職員数の概ね1/5 ※A、Bの人数はその他加算項目により変動	【キャリアアップ研修要件】 <A> 副主任保育士：概ね7年以上勤務・職務分野別リーダー・マネジメント+3以上の分野研修 専門リーダー：概ね7年以上勤務・職務分野別リーダー・4以上の分野研修 職務分野別リーダー：概ね3年以上勤務・担当の分野研修(マネジメント除く)	園に勤務する職員 延長保育や一時預かり等に 従事する職員も通常の教育・保育に従事している職員は対象 (派遣職員は派遣元と相談の上対象可) ※園長、主任保育士を除く ⇒主任保育士等に関して、本来対象ではないが、園の給与バランスを考慮して必要な場合は対象とすることも可。ただし、5千円以上4万円未満の範囲で支給すること	各園における職員の経験年数・技能や給与実態を踏まえ、各園の判断で分配可能(月5千円以上～4万円) <A:4万円の対象者> ・月4万円の賃金改善職員は1人以上は確保すること <B:5千円の対象者> ・月5千円以上、Aの最低月額以下の範囲で分配可能 ・支給はBの加算対象人数以上となるよう設定する ※20%の範囲内で同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可 (令和6年度までの時限措置)
処遇改善等加算Ⅲ	職員の賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用	収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるため実施		園に勤務する非常勤職員を含む全職員 延長保育や一時預かり等に 従事する職員も延長保育や一時預かり等に 従事する職員も通常の教育・保育に従事している職員は対象 (派遣職員も派遣元と相談の上対象も可) ※法人役員を兼務する施設長は除く	確実に賃金改善に充当 (基本給、手当、一時金等) 処遇Ⅲによる賃金改善金額の総額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当により支給を行うこと 賃金改善による法定福利費の増額分への充当も可 役員兼務職員の役員報酬への充当は不可 ※ 同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可 (他の施設への分配率に関して明確な区分無し)

処遇改善等加算とは（概要）

○ 制度の目的

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくためには、「長く働くことができる」職場環境を構築する必要があります。

その構築のために、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うものです。

○ 処遇改善等加算

処遇改善等加算には主に以下の4つの種類があり、目的や使用用途が決められています。

★（一本化に伴い変更予定）

名称	目的	使用用途
処遇改善等加算Ⅰ （基礎分）	職員の平均経験年数に応じた昇給のための加算。	職員の昇給等に適切に充てる必要がある。
処遇改善等加算Ⅰ （賃金改善要件分）	職員の賃金改善や、キャリアパスの構築を行うための加算。	全額を、職員の賃金改善に確実に充てる必要がある。
処遇改善等加算Ⅱ	職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善のための加算。	全額を、職員の賃金改善に確実に充てる必要がある。
処遇改善等加算Ⅲ	職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等を行うための加算	全額を、職員の賃金改善に確実に充てる必要がある。

処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）とは

○ 加算率について

処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）では、当該年度の4月1日時点で在籍する職員を対象として、これまで勤務した教育・保育施設等（対象施設は次ページ参照）における経験年数により、職員1人当たり平均勤続年数を算定し、加算率を決定します。

★（一本化に伴い変更予定）

職員一人当たりの 平均経験年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	(2%)
10年以上 11年未満	12%	6%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		
備考			
1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。			
2 賃金改善要件分は、賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、キャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件を減じた値とする。			

○ 加算率算定の対象となる職員について

算定対象となる職員は、基準日（通常は4月1日。年度途中開園は開設月の初日。）時点で、その職種に関わらず、その施設・事業所に勤務するすべての常勤職員と、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している非常勤職員となります。

	雇用形態	勤務形態
算定対象	常勤職員	
算定対象	非常勤職員	1日6時間以上かつ月20日以上勤務
算定対象外	非常勤職員	1日6時間未満又は月20日未満勤務

※上記基準に該当する職員は、算定の対象から外すことはできません。

○ 加算率算定の対象となる施設について

No	根拠法令等	具体的な施設
①	子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設	保育所、認定こども園、幼稚園
	同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所	小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育
	第30条第1項第4号に定める特例保育(H29年度追加)	離島などの保育施設等
②	学校教育法第1条に定める学校及び同法124条に定める専修学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校
③	社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	救護施設、厚生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなど
④	児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所
⑤	児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、以下の施設 (i) 地方公共団体における単独保育施策による施設 (千葉市先取りプロジェクト認定保育施設、千葉市保育ルーム、東京都認証保育所、横浜保育室など) (ii) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設 (証明書の交付日以降に勤務した期間を算定可) (ii-2) 企業主導型保育施設 (H29年度追加) (iii) 幼稚園に併設された施設 (iv) 教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設	
⑥	医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所 (保健師、看護師又は准看護師 (H29年度追加) に限る。)	

令和7年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書

(宛先)千葉市長

令和7年 月 日

市町村名	千葉市
施設・事業者名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設置者	

印

①Cをもとに適用される 基礎分の値	②賃金改善要件分の値 ③が否の場合は、キャリアパス要件分の値 を減じること。	③キャリア パス要件	施設・事業所に適用される 加算率(①+②)
#DIV/0! %	適	#DIV/0! %	適

※処遇改善加算Ⅱを受ける場合は、「加算Ⅱ」に○をつけること。

※保育所における経過措置に該当する場合のみ記入すること

定 員		地 域 区 分	15/100	開 設 年 月 日		年	月	日
職員 1人 当り 平均 勤続 年数	氏 名	職 種	ア 現に勤務する 施設・事業所の 勤続年数	イ その他の 施設・事業所の 通算勤続年数	ウ 合計 ア+イ	その職種の資格取得 年 月 日		
	別紙様式1-1のとおり							
	合 計	A 人			B 0年 0月			
	職員1人 当り平均 勤続年数	(算式) $B \div A = C$ (6月以上の端数は切り上げ)				C	#DIV/0!	

- 注) 1 職員1人当たり平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めないものとする。

職員1人当たり平均勤続年数 内訳表

No.	氏 名	職種	ア 現に勤務する施設・事業所の勤続年数	イ その他の施設・事業所の通算勤続年数	ウ 合計(ア+イ)	看護師、准看護師、保健師の資格取得 年 月 日
1			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
2			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
3			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
4			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
5			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
6			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
7			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
8			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
9			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
10			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
11			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
12			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
13			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
14			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
15			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
16			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
17			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
18			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
19			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
20			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
21			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
22			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
23			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
24			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
25			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
26			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
27			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
28			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
29			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
30			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
31			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
32			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
33			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
34			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
35			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
36			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
37			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
38			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
39			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
40			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
41			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
42			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
43			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
44			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
45			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
46			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
47			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
48			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
49			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
50			0 年 0 月	0 年 0 月	0 年 0 月	年 月 日
計					0年 0月	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所職員勤務年数算定表(令和7年4月1日現在)

施設名

0

職員氏名				生年月日		年	月	日
------	--	--	--	------	--	---	---	---

対象施設における経歴一覧(現施設も含む。)	在職施設の名称 (施設種別)	職種	対象	在職期間 開始日 終了日		年月数
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	()			～		年 月
	ア 現に勤務する施設・事業所の勤続年数					0 年 0 月
	イ その他の施設・事業所の通算勤続年数					0 年 0 月
	ウ 合計					0 年 0 月

在 職 証 明 書

現 住 所	
氏 名	
生年月日	

当施設は、次のいずれかに該当する施設であり、

上記の者が在職していたことについて、下記のとおり証明します。

- ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育施設
- ②学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校
- ③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- ④児童福祉法第12条の4に定める施設
- ⑤児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、以下の施設
 (i) 地方公共団体における単独保育施策による施設
 (ii) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設
 (ii-2) 企業主導型保育施設
 (iii) 幼稚園に併設された施設
 (iv) 教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設
- ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所(保健師、看護師又は准看護師に限る。)

記

証明事項

在 職 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
在職中の職種	
勤 務 形 態	常勤職員であること。または常勤以外の職員であっても、1日6時間以上、かつ、1か月20日以上勤務をしていた(している)者であること。

令 和 年 月 日

所 在 地

法 人 名

施 設 名

施設設置認可等年月日 年 月 日

代表者職氏名

印

